

弊社では各戸に「メンテナンス保証書を発行し基準の定める部位・現象・期間をアフターサービスいたします

■ 主要構造部・防水・防蟻

部位・設備	現象例	期間	備考
主要構造	基礎	10年	材質の収縮に起因し構造的に支障ないものを除く ※(下地及び表面仕上げ部分を除く)
	床・軸組及び土台		
	壁軸組		
防水	屋根	10年	屋根葺材、外部仕上げ材のお客様による適切な維持、管理がなされていないもの、台風等の強風時における開口部との取合部分からの軽微な漏水を除く。 家具・調度品の汚損除く。凍結に起因するものは除く。
	外壁		
	外壁開口部の取合		
防蟻	防蟻処理実施部分	5年	引き渡し後、土地を変更する工事または浸水がけ崩れ等に土層が変化したものを除く。

■ 主要構造物以外の仕上げ

部位・設備	現象例	期間	備考	
屋根	ズレ・ヒビ	2年	経年変化による退色は除く	
		2年		
軒裏	破損	2年	{破損}はがれ	
	錆び・シミ	1.5年		
雨樋	変形・破損	2年		
	排水不良・取り付け不良	2年		
バルコニー	変形・破損	2年	{変形}さがり	
	排水不良・取り付け不良	1年		
外部手摺・面格子	破損・取り付け不良	1年		
外壁	雨漏り・亀裂・破損	2年	{亀裂}3mm以下を除く {破損}はがれ	
外部塗装	はがれ	1.5年		
間仕切り壁	破損	2年		
	変形	1年		
天井	破損	2年		
	変形	1年		
床・階段	変形	2年		
	きしみ	2年		
内部仕上げ材	変形・破損	2年	{破損}畳表は点検確認時のみ	
内部タイル仕上	破損	2年	{破損}はがれ・われ	
内部塗装	はがれ	1.5年		
玄関扉・勝手口扉	破損・作動不良 取り付け不良	1年	{破損}2mm以下のヒビ・割れを除く。ガラスは点検時のみ(作動不良)9 [≧] 以下のそりを除く。	
窓・雨戸	変形・破損・作動不良・取付不良	2年	{破損}ガラスは点検時のみ	
網戸	作動不良	2年		
窓枠廻り・戸袋	取り付け不良	2年		
敷居・鴨居・柱	変形	2年	{変形}きしみ・そり・ねじれ	
内部扉・襖・障子	変形・破損・作動不良・取付不良	2年	{破損}ふすま紙・障子紙は点検時のみ	
建具金物・カーテンレール	変形・破損・作動不良・取付不良	1年		
作り付け家具	変形・破損・取付不良	2年		
電気設備	分電盤	破損・作動不良	2年	
	配線	破損・作動不良	2年	
	SW・コンセント	作動不良・取付不良	1年	
	照明器具(管球は除く)	作動不良・取付不良	1年	
	プザー・インターホン			
非常警報器				
給排水	給水管	水漏れ	2年	{水漏れ}凍結によるものは除く
	トラップ・通気管	水漏れ・排水不良	1年	{水漏れ}凍結によるものは除く
	給水栓	作動不良・取付不調	1年	{作動不良}パッキング等消耗品部分は除く
吸排気	給気口	変形・取付不調	1年	
	換気扇換気口レンジフード	破損・作動不良・取付不良	1年	
ガス	ガス管	破損	2年	{破損}ゴム配管除く
	ガス栓	破損・取付不良	1年	
	バランス釜・湯沸かし器	破損・作動不良・取付不調	1年	
厨房設備	水漏れ・作動不良・取付不調	1年		
衛生設備	水漏れ・排水不良・破損	1年	{排水不良}異物のつまりによるものを除く	
	作動不良・取付不調	1年		
浴室設備	排水不良	2年		
	破損・作動不良・取付不調	1年		
冷暖	配管	水漏れ・排水不良	1年	
	機器	作動不良・取付不調	1年	
門扉・塀(フェンス含み)	破損・作動不良・取付不調	1年		
カーポート・アプローチ	排水不良・亀裂・破損	2年	{亀裂}3mm以下を除く	
ポーチ・テラス				

■ アフターサービス基準適用上の留意事項

- 1 本アフターサービス期間の開始(起算日)は建物引き渡しの日とする。
- 2 異常気象等の転変地変による変形・破損等についてはアフターサービスの対象とならないものとする。
- 3 管理不十分あるいは使用上の不注意、重量物の使用による変形破損等についてはアフターサービスの対象とならないものとする。
- 4 仕様材質の自然特性、経年変化に伴う現象で機能上支障ないものについてはアフターサービスの対象とならないものとする。
- 5 作動不良・取付不調の現象については、構造上・機能上支障のないものについてはアフターサービスの対象とならないものとする。
- 6 増改築により発生した現象については、アフターサービスの対象とならないものとする。
- 7 汚染処理場、集会所等の共有施設がある場合は、その対象面積によってアフターサービス機関を別途定めるものとする。
- 8 第三者に転売した場合、アフターサービスの対象とならないものとする。
- 9 本アフターサービス期間の対象項目は引き渡し時点での現況で行うものとする。

* 売主は本アフターサービス基準によって契約上に定める「瑕疵担保責任」を免れるものではありません。

